

介護福祉施設(特別養護老人ホーム)入所

利用対象者

認知症や精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られる方で、常時介護が必要で家庭において介護できない状況の方。

介護保険の要介護認定において、原則要介護 3 から要介護 5 の認定を受けた方。

ただし次のいずれかに該当し、在宅生活が困難な状態である場合は、要介護 1、要介護 2 の認定を受けた方も入所の対象となります。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による虐待があるもしくは虐待の可能性があり、在宅サービス等を利用しても生活環境の改善の見込みが立たないこと。
- ④ 単身世帯であるもしくは同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援サービスが十分に提供されないこと。

要介護 1 と要介護 2 の方については、入所申込書受付後に保険者市町村に対して、報告を行うとともに、上記 4 項目のいずれかに該当するか否かの判断を求めます。

保険者市町村により上記 4 項目のいずれかに該当することが認められた場合は、要介護 1 と要介護 2 の方についても入所の対象になります。

入所の手続き

介護福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所は、施設に直接ご連絡ください。

短期入所

利用対象者

認知症や精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られる方。

介護保険の要介護認定において、要介護 1 から要介護 5 の認定を受けた方。

入所の手続き

短期入所生活介護(ショートステイ)の利用については、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)にご相談ください。